

第161回定時株主総会

事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

目次

事業報告	1
連結計算書類	23
計算書類	25
監査報告書	27

三菱製紙株式会社

証券コード 3864

事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社グループを取り巻く環境は、企業収益や雇用・所得環境の改善により、全体として緩やかな回復基調となりました。一方で、物価上昇や金利・為替の変動、米国の通商政策に加え、中東情勢をはじめとする地政学リスクの長期化が原燃料価格に影響を及ぼしており、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような状況下、当社グループでは「“SHINKA”する130年企業へ」の基本方針を掲げて、当期より中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期）を開始しております。

初年度となる本年は、以下3つの基本方針に沿って、企業価値向上に向けた取り組みを進めました。

①技術・研究の“SHINKA”（深化）で特色ある機能・環境配慮商品を拡大、生産性向上を加速

高付加価値化とグローバル展開に取り組んだ機能商品事業ではコンデンサ用途のセパレータやフィルター等の機能性材料が拡大しました。紙素材事業では、環境配慮商品の国内市場に注力した包装用紙が伸長し、新たに針葉樹パルプの販売を開始しました。また、富士工場では抄紙機1台と加工機1台を停機しました。北上工場ではN1抄紙機を停機し八戸工場の高効率マシンへの生産集約により固定費削減、生産効率化を進めております。海外事業においてはドイツ連結子会社の三菱ハイテフペーパーヨーロッパGmbHにて、従業員の希望退職を実施後、生産体制の効率化を図りました。引き続き、事業構造改革を推進することで、収益性向上を進めてまいります。

②地球環境への貢献を“SHINKA”（進化）

当社の村火社有林が環境省、農林水産省、国土交通省の新法「地域生物多様性増進法」において「自然共生サイト」に認定されました。また、国産材100%・FSC認証材を使用した家庭紙「ナフレ」が、その環境性・地域性を高く評価され「2026年度ソーシャルプロダクツ賞」を受賞いたしました。今後も「三菱製紙グループ環境憲章」のもと、生物多様性の維持・保全活動をはじめとして、環境価値を創出し、持続可能な地球環境づくりに貢献してまいります。

③ガバナンス・人的資本経営の“SHINKA”（浸化）

耐熱プレスボード製品に係る品質不適切事案の反省を踏まえ、引き続き、経営陣自ら工場・子会社へ巡回・説明を行い、品質管理やコンプライアンスの重要性の浸透を図っております。2025年11月28日に公表した当社システムへの不正アクセス事案については、外部専門家の協力のもと事実関係の調査と速やかな被害防止措置を実施し、当社の業務への影響は生じておりません。今後はさらなる再発防止策を実施し、一層の情報セキュリティ強化に努めてまいります。

また、資本効率の向上とガバナンス強化の観点から、コーポレートガバナンス・コードに基づき、中期経営計画期間中にみなし保有株式を含む政策保有株式を純資産の20%以下までに縮減する方針を決定いたしました。株主の皆様への日頃のご支援に対する感謝と、当社株式の中長期的な保有を促進するため、株主優待制度を導入いたしました。これらの施策を通じ、引き続き、企業価値の向上と適切な株主還元に取り組んでまいります。

これらの結果、当期の連結売上高は1,574億5千5百万円（前期比10.5%減）となりました。

損益面では、原燃料コスト安、ドイツ事業でのコストダウン効果はありましたが、2025年12月8日に発生した青森県東方沖地震に伴う損失、八戸工場での大規模定期修理の回数増加、老朽化による設備トラブル、ドイツ事業の販売数量減少等により、連結営業利益は2億6千4百万円（前期は45億6千7百万円）、連結経常利益は17億2千万円（前期は45億4千8百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益はドイツ事業の構造改革費用を上期に計上した一方、政策保有株式の売却益等により19億円（前期は43億4千3百万円）となりました。

連結売上高

(単位:百万円)

175,942

157,455 (△10.5%)

2024年度
(第160期)

2025年度
(第161期)

連結営業利益

(単位:百万円)

4,567

264 (△94.2%)

2024年度
(第160期)

2025年度
(第161期)

連結経常利益

(単位:百万円)

4,548

1,720 (△62.2%)

2024年度
(第160期)

2025年度
(第161期)

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)

4,343

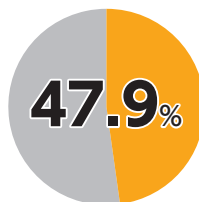
1,900 (△56.2%)

2024年度
(第160期)

2025年度
(第161期)

(2) 事業区分別の営業の概況

売上高構成比



機能商品事業

売上高 **78,449** 百万円 (前期比11.0%減)
営業利益 **2,370** 百万円 (前期比29.0%減)

製品サービス

インクジェット用紙、感熱紙、PPC用紙、その他情報用紙、建築用原紙、機能性不織布、感光材料

国内事業において、情報用紙関連製品では、感熱紙の販売金額は前年度並みとなりました。ノーカーボン紙、PPC用紙は需要減少により販売数量、金額ともに前年度を下回りました。

イメージング関連製品では、米国向け昇華転写品の需要取り込みと堅調な国内需要により、販売金額は前年度を上回りました。

機能材関連製品では、建材用不織布・化粧板原紙の販売は、前年度並みとなりました。全熱交換素子は、北米向けコンドミニアム用途が好調で販売金額は前年度を上回りました。水処理膜基材は中国市場の競争激化により販売数量が減少し、販売金額は前年度を下回りました。蓄電デバイス用セパレータは、拡販に注力しているコンデンサでは海外向け需要の取り込みにより前年度を上回った一方、一部用途で仕様切り替えに伴い一時的に需要が減少し、全体では販売金額は前年度を下回りました。

海外事業においてドイツ事業は、事業構造改革の効果発現等により第4四半期に黒字化しましたが、引き続き経済の低迷、価格競争激化などにより、販売数量、金額は前年度を下回りました。

この結果、機能商品事業は減収減益となりました。

情報用紙関連製品では、感熱紙はPOS市場用途の拡販促進、PPC用紙は大手通販向けの需要獲得に継続して取り組みます。環境配慮型感熱紙需要獲得、環境配慮型PPC用紙の拡大により収益の安定化を図っています。

イメージング関連製品では、国内拠点・海外拠点の連携により、大型ポスター用途・産業用インクジェット用紙等、欧米・アジア新興国向けへ拡販に取り組みます。

当社は機能材関連製品を成長分野として位置づけています。工場・開発体制の強化及び営業部門との一体化を実現し、需要獲得に向けた取り組みを継続的に実施しています。水処理膜基材は、成長市場である工業用途及び海水淡水化プラント用途の需要獲得に向け、海外拠点を積極的に活用し、開発品を市場に提案します。蓄電デバイス用セパレータは、需要が好調な補助電源用途と車載用電装用途、データセンターなどの情報処理施設用途の拡販に取り組んでいます。テープ原紙は、成長が見込める海外向け拡販を進め、市場ニーズにフレキシブルに対応します。

海外事業においてドイツ事業は、営業力強化により欧州域外での拡販、銘柄の集約など生産効率の最適化を実施し、収益性向上に努めてまいります。また、米国・ドイツの海外拠点を活用し、国内製造品の水処理膜基材、テープ原紙等、機能材関連製品を中心に拡販を進めてまいります。

事業ToPiCS 高砂工場の次世代変革プロジェクト「ビヨンド」を本格始動。

2026年5月12日に発表いたしましたとおり、高砂工場、次世代変革プロジェクト「ビヨンド」を本格始動しました。

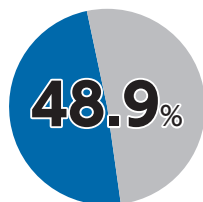
本プロジェクトでは独自の先進技術を世界へ発信する「グローバル基幹工場」へと高砂工場を進化させるために、総額約100億円の投資を実施し、当社中期経営計画に掲げる機能商品事業の営業利益150億円を目指してまいります。

○機能性材料の売上高比率50%(2025年度35%)とし、工場売上高50%増、営業利益率15%以上の収益体制を確立するために、以下の3つの施策を推進します。

- ①成長戦略：成長市場への重点投資
- ②生産効率化：製造ライン再編
- ③組織基盤強化：人的資本への投資と地域社会との共生



売上高構成比



紙素材事業

売上高 **80,030** 百万円 (前期比10.3%減)
営業利益 **▲2,113** 百万円 (前期比 —)

製品サービス

非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、家庭紙、包装用紙、白板紙、
その他特殊用紙、晒クラフトパルプ、特殊パルプ

印刷用紙では、需要の減少傾向が継続している国内市場において製品価格改定や市場要望の高い製品への置き換えを進めつつ、減少分を輸出向け販売で補いましたが、販売数量、金額ともに前年度を下回りました。

包装用紙では、国内向けを中心に晒クラフト紙の増販と製品価格改定に注力し、販売数量、金額ともに前年度を上回りました。

市販パルプでは、輸出向けは新たに針葉樹パルプの販売を開始いたしましたが、海外市況下落の影響から、輸出、国内向けともに減少し、販売数量、金額ともに前年度を下回りました。

2025年12月8日に発生した青森県東方沖地震では人的被害・環境への影響はありませんでしたが、地震に起因する設備トラブルがあり減産となりました。

この結果、紙素材事業は減収減益となりました。

印刷用紙では、今期に改定した製品価格を維持しつつ、需要動向に応じた生産体制最適化と在庫水準適正化の取り組みを継続しています。

包装用紙では、持続可能な社会への意識の高まりを背景とした脱プラ・減プラ需要を取り込み、ユーザーニーズに合致した特長ある製品を増販しながら、成長余地の大きいアジア新興国市場の開拓を進めます。

市販パルプでは、北上工場の国産材100%パルプの供給体制を拡充して高付加価値製品の拡販に注力し、事業の更なる成長を目指します。

北上工場N1抄紙機を停機し八戸工場の高効率製造設備への集約を進めましたが、さらに八戸・北上両工場運営の一体化を推進し、生産効率化及びコストダウンを追求します。

事業ToPiCS 八戸工場リニューアルプロジェクト「*Reborn60 Hachinohe*」概要

2025年12月に発表いたしました八戸工場のリニューアルプロジェクト「*Reborn60 Hachinohe*」を推進しております。

本プロジェクトでは2030年度までに250億円の投資によって、「生産革新」と「脱炭素」「Well-being」を実現し、2027年に操業開始60周年を迎える八戸工場を「次世代型サステナブル工場」「世界一の競争力を備えた紙素材生産拠点」へと変革させてまいります。

○主な施策：「生産革新」と「環境・人」への投資

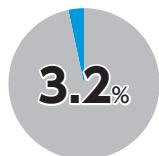
- ①生産革新：DX等、生産管理システムの導入によるエネルギー原単位の最適化。先端技術を取り入れた最新設備の活用による生産プロセスの効率化・省力化。
- ②脱炭素：エネルギー効率の極大化により、2030年度までにCO₂排出量を40%削減。(2013年度比)
- ③Well-being：従業員の安全確保と働きやすさを最優先とする職場環境の整備、次世代のニーズに沿った社宅・寮の再整備等、地域雇用の中核として社員が誇りを持って働ける環境を整備します。

○目標：2030年度に八戸工場の営業利益倍増を目指す(2024年度比)

- ・収益性向上：生産性の向上により営業利益倍増
- ・環境負荷低減：CO₂排出量40%削減(2013年度比)
- ・社会貢献：地元雇用の維持・拡大と、地域経済への循環促進



売上高構成比



エンジニアリング事業

売上高 5,212百万円 (前期比17.1%増)

営業利益 166百万円 (前期比127.6%増)

製品サービス

機械設備等の設計、据付、整備等

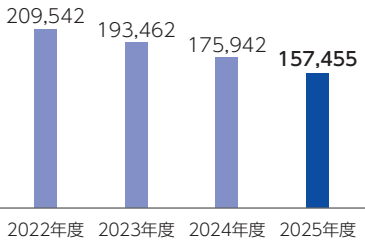
売上高52億1千2百万円と、前期比17.1%増となりました。営業利益は1億6千6百万円と、前期比9千3百万円の増益となりました。

〈事業区分別販売金額〉

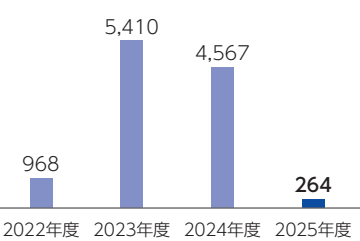
事業区分	2024年度 (第160期)		2025年度 (第161期)		前期比増減 (△印減)	
	上段：売上高 下段：営業利益	金額構成比	上段：売上高 下段：営業利益	金額構成比	金額	比率
機能商品	百万円	%	百万円	%	百万円	%
	88,179	48.5	78,449	47.9	△9,729	△11.0
紙素材	3,340	70.2	2,370	—	△969	△29.0
	89,238	49.1	80,030	48.9	△9,208	△10.3
エンジニアリング	1,347	28.3	△2,113	—	△3,461	—
	4,451	2.4	5,212	3.2	761	17.1
計	73	1.5	166	—	93	127.6
	181,869	100.0	163,692	100.0	△18,176	△10.0
消去又は全社	4,761	100.0	423	—	△4,337	△91.1
	△5,926	—	△6,236	—	△309	—
合計	△194	—	△159	—	34	—
	175,942	—	157,455	—	△18,486	△10.5
合計	4,567	—	264	—	△4,303	△94.2

(3) 財産及び損益の状況の推移

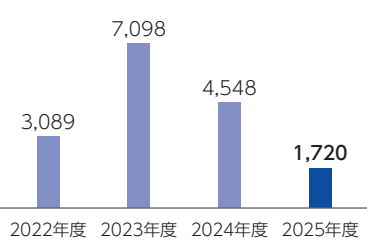
売上高 (単位：百万円)



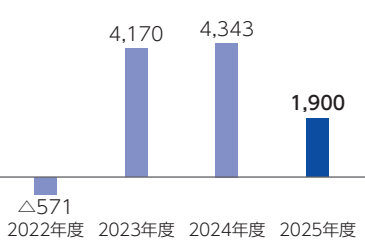
営業利益 (単位：百万円)



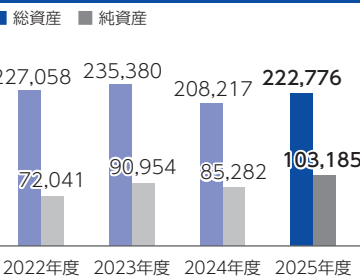
経常利益 (単位：百万円)



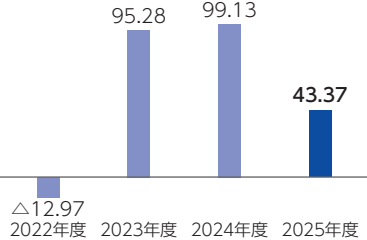
親会社株主に帰属する当期純利益 (△印損失) (単位：百万円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (△印損失) (単位：円)



区 分		2022年度 (第158期)	2023年度 (第159期)	2024年度 (第160期)	2025年度 (第161期)
売上高	(百万円)	209,542	193,462	175,942	157,455
営業利益	(百万円)	968	5,410	4,567	264
経常利益	(百万円)	3,089	7,098	4,548	1,720
親会社株主に帰属する当期純利益 (△印損失)	(百万円)	△571	4,170	4,343	1,900
1株当たり当期純利益 (△印損失)	(円)	△12.97	95.28	99.13	43.37
純資産	(百万円)	72,041	90,954	85,282	103,185
総資産	(百万円)	227,058	235,380	208,217	222,776

(4) 対処すべき課題

当社グループは「世界市場でお客様の信頼に応える」「常に技術の先端を行く」「地球環境保全、循環型社会に貢献する」を企業理念とし、この理念のもと、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて企業活動を進めています。

引き続き、中期経営計画（2026年3月期－2028年3月期）の基本方針に沿って、企業価値向上に取り組んでまいります。

①技術・研究の“SHINKA”（深化）で特色ある機能・環境配慮商品を拡大、生産性向上を加速

- ・技術・研究開発力を活かし、成長事業である機能商品事業の高付加価値化とグローバル展開による拡販、紙素材事業の環境配慮商品拡販と生産性向上、また、両事業それぞれのマーケティング面、技術面におけるシナジー効果による事業拡大を進めています。
- ・研究開発力の強化に向けては、アドバンステクノロジーセンター（旧京都R&Dセンター）の改築に着工しイノベーション拠点の強化を図ります。
- ・機能商品事業においては、売上の拡大並びに収益向上に向け、機能性材料のトップランナーを実現すべく、高砂・京都・富士の各工場での成長分野への集中投資及び生産効率化などの取り組みを進めます。
- ・中核工場である高砂工場では、次世代変革プロジェクト「ビヨンド」を本格始動し、同工場独自の技術力を活かしたグローバル基幹工場への進化を目指します。
- ・紙素材事業については、環境配慮商品の拡販・生産性向上を進めつつ、八戸工場ではリニューアルプロジェクト「Reborn60 Hachinohe（リボーン60八戸）」を順次実行に移しております。

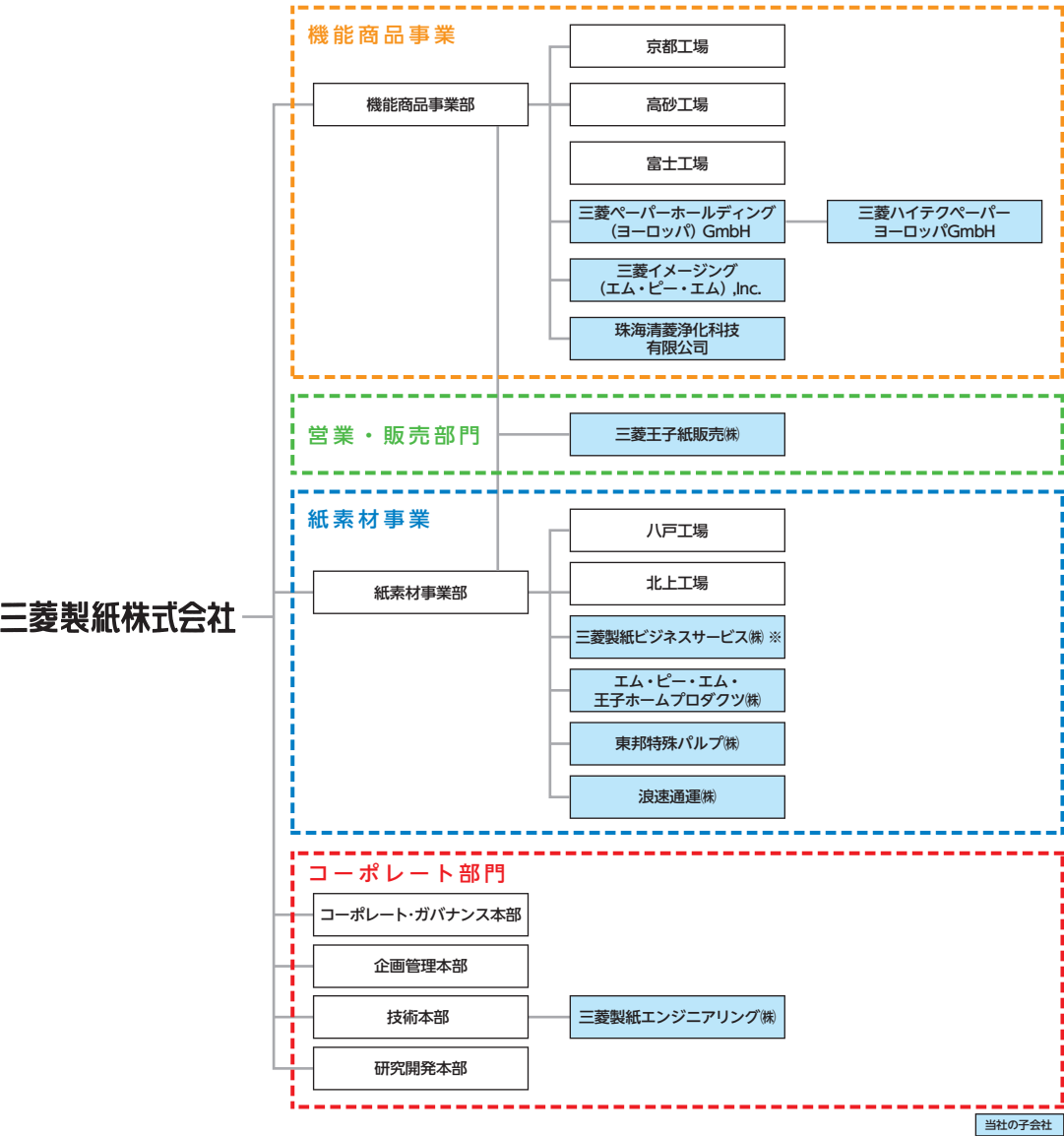
②地球環境への貢献を“SHINKA”（進化）

- ・化石エネルギー原単位改善、グリーントランスフォーメーションへの挑戦等カーボンニュートラル実現に向けた取り組みを加速します。
- ・森林資源の活用、プラスチック資源の再資源化率向上、SDGsに貢献する事業拡大、気候変動リスクへの取り組みを推進し、循環型社会への貢献を進めます。

③ガバナンス・人的資本経営の“SHINKA”（浸化）

- ・品質不適切事案が判明したことを踏まえ、社員の行動指針としてクレドを策定し公表しました。クレドの浸透により従業員の日常的な行動変革を促進し、ガバナンストランスフォーメーション、人財力、組織力の強化を進めます。
- ・京都工場敷地内に本社サテライトオフィスを開設し、本社機能の一部（企画・管理部門）の移転を進めています。研究開発、生産、企画・管理の機能を集積したイノベーション拠点として、今後の改革を一層進める中核的な役割を果たします。

2026年4月1日付 グループ組織図



※三菱製紙ビジネスサービス㈱は、三菱製紙グループの一員であることを明確にするだけでなく、当社グループのビジネスを支える企業へと発展していくことを目指すため、エム・ピー・エム・オペレーション㈱から商号を変更。(2026年4月1日付)

(5) 設備投資等の状況

設備投資につきましては、収益、品質向上、環境対策、及び本社オフィス、研究開発拠点の整備を中心に実施してまいりました。当期は、37億6千6百万円の設備投資等を実施いたしましたが、当期中に完成並びに当期末現在継続中の主なものは次のとおりです。

イ. 当期中に完成した主要設備

- ・ 当社
八戸工場 パルプ設備品質向上改修
八戸工場 5号抄紙機生産性向上対策

ロ. 当期末現在継続中の主要設備

- ・ 当社
高砂工場 構内倉庫集約
高砂工場 不織布製造設備 品質向上対策
八戸、北上工場 生産体制最適化
八戸工場 石炭ボイラー部分更新
北上工場 ボイラー燃焼効率向上対策
京都サテライトオフィス新設
京都R＆Dセンター移転・リニューアル
会計システムリプレイス

(6) 資金調達の状況

当期の設備及び運転資金につきましては、自己資金、金融機関からの借入金及びコマーシャル・ペーパーの発行等により賄いました。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
三菱王子紙販売株式会社	600	99.9	紙、印刷製版材料、薬品等の販売、 保険代理店業、不動産賃貸
三菱製紙エンジニアリング株式会社	150	100.0	各種機械類の設計、据付及び設備、建設業
浪速通運株式会社	90	100.0	貨物運送及び倉庫業
エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ株式会社	80	70.0	家庭紙等の製造及び販売
東邦特殊パルプ株式会社	60	99.9	特殊パルプの製造及び販売
エム・ピー・エム・オペレーション株式会社	20	100.0	八戸工場の運営管理・生産活動の受託
三菱ペーパーホールディング(ヨーロッパ)GmbH	1,000千ユーロ	100.0	欧州関連会社の統括
三菱ハイテクペーパーヨーロッパGmbH	11,759千ユーロ	100.0	紙の製造及び販売
三菱イメージング(エム・ピー・エム),Inc.	1,000米ドル	100.0	紙及び印刷製版材料の販売
珠海清菱淨化科技有限公司	20,103千元	100.0	機能性材料の製造、加工及び販売

③ 持分法適用会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の 議決権比率 (%)	主要な事業内容
エム・ピー・エム・王子エコエネルギー株式会社	400	45.0	発電事業、売電事業その他付随または関連する一切の事業
兵庫クレー株式会社	25	36.2	炭カル、インクジェット紙用顔料製造
フォレストル・ティエラ・チレーナLtda.	5,096千米ドル (当社出資簿価は1円)	50.0	2018年1月に土地・植林資産を譲渡 ※清算手続中

④ その他

(注1) 王子ホールディングス株式会社は、当社の議決権の33.0%を所有しており、当社は王子ホールディングス株式会社の持分法適用の関連会社であります。

(注2) エム・ピー・エム・オペレーション株式会社は2026年4月1日付で会社名を三菱製紙ビジネスサービス株式会社へ変更しております。

(8) 主要な事業内容 (2026年 3月31日現在)

機能商品事業	インクジェット用紙、感熱紙、PPC用紙、その他情報用紙、建築用原紙、機能性不織布、感光材料
紙素材事業	非塗工印刷用紙、微塗工印刷用紙、塗工印刷用紙、特殊印刷用紙、家庭紙 包装用紙、白板紙、その他特殊用紙、晒クラフトパルプ、特殊パルプ
エンジニアリング事業	機械設備等の設計、据付、整備等

(9) 主要な営業所及び工場 (2026年 3月31日現在)

① 当社

本社	東京都墨田区両国二丁目10番14号
工場・事業所	高砂工場（兵庫県）、京都工場（京都府）、八戸工場（青森県）、北上工場（岩手県）、富士工場（静岡県）
研究所	高砂R&Dセンター（兵庫県）、京都R&Dセンター（京都府）

② 子会社等

機能商品事業	三菱ペーパーホールディング（ヨーロツパ） GmbH（ドイツ） 三菱ハイテクペーパーヨーロツパ GmbH（ドイツ） 三菱イメージング（エム・ピー・エム）,Inc.（アメリカ） 珠海清菱浄化科技有限公司（中国）
紙素材事業	三菱王子紙販売(株)（東京都）、東邦特殊パルプ(株)（東京都） エム・ピー・エム・オペレーション(株)（青森県） エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ(株)（青森県） 浪速通運(株)（大阪府）
エンジニアリング事業	三菱製紙エンジニアリング(株)（青森県）

(注) エム・ピー・エム・オペレーション(株)は2026年 4月 1 日付で会社名を三菱製紙ビジネスサービス(株)へ変更しております。

TopICS 京都工場内で「本社サテライトオフィス」の運用開始。

2026年 4月、京都工場内で「本社サテライトオフィス」の運用を開始しました。BCP（事業継続計画）対策と現場密着の業務改革を目的に本社部門の企画・管理部門を中心に、約200名が移転し、業務を行います。

部署を超えた情報交換と創造的な発想を生み出すオフィス環境を整備し、改革を一層進める中核的な役割を果たしてまいります。



(10) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数
機能商品	1,185名
紙素材	1,025名
エンジニアリング	187名
全社（共通）	116名
合 計	2,513名 (前期比207名減)

(注) 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業区分に区分できない管理部門に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
888名	17名減	47.5歳	24.2年

(注) 上記のほか429名が子会社等に出向しております。

(11) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額（百万円）
シンジケートローン	11,580
株式会社三菱UFJ銀行	9,373
農林中央金庫	6,010
株式会社南都銀行	3,806
株式会社常陽銀行	3,690
株式会社八十二長野銀行	3,546

(注) シンジケートローンは、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする金融機関23社の協調融資によるもの及び農林中央金庫を幹事とする金融機関4社の協調融資によるものです。

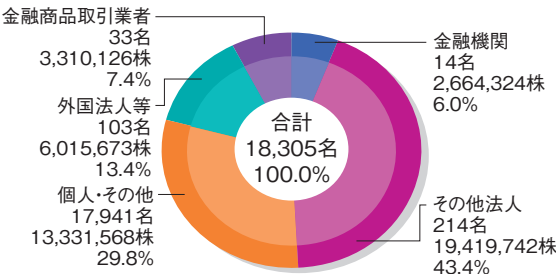
2 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 90,000,000株

(2) 発行済株式の総数 44,741,433株

(3) 株主数 18,305名
(前期末比 2,289名増)

所有者別分布状況



(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
王子ホールディングス株式会社	14,693,000	32.9
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	2,351,700	5.3
那須 功一	1,320,000	3.0
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガン・スタンレー MUFG証券株式会社)	1,063,548	2.4
三菱製紙取引先持株会	996,350	2.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬BIP信託口・76599口)	842,924	1.9
野村證券株式会社	786,291	1.8
中原証券株式会社	723,500	1.6
寺田 英司	709,200	1.6
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	673,738	1.5

(注) 持株比率は自己株式 (79,013株) を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託の所有する当社株式を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者
取締役 (社外取締役を除く)	0株	0名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3. 会社役員に関する事項 (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額」に記載のとおりです。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名及び重要な兼職の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	木坂 隆一	
代表取締役	眞田 茂春	
取締役	高上 裕二	
取締役	中川 邦弘	
取締役	中内 一裕	
取締役	渡邊 敦子	渡邊綜合法律事務所 代表 ホッカンホールディングス株式会社 社外取締役
取締役	灘原 壮一	国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学 客員教授 学校法人永守学園 京都先端科学大学 特任教授
取締役	朱 純美	株式会社コアバリューマネジメント 代表取締役社長 株式会社めぶきフィナンシャルグループ 社外取締役 日本ビジネスシステムズ株式会社 社外取締役
常勤監査役	楠田 康之	
常勤監査役	大塚 伸子	
監査役	滝沢 聡	三菱UFJトラストビジネス株式会社 顧問
監査役	住吉 敏幸	明治安田商事株式会社 代表取締役会長

- (注) 1. 取締役 渡邊敦子氏、取締役 灘原壮一氏及び取締役 朱 純美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 大塚伸子氏、監査役 滝沢 聡氏及び監査役 住吉敏幸氏は社外監査役であります。
3. 監査役 滝沢 聡氏は、三菱UFJ信託銀行株式会社にて取締役専務執行役員を務めるなど、金融機関における長年の経験があり、経理及び財務に関する専門的知見を有しております。
4. 監査役 住吉敏幸氏は、明治安田生命保険相互会社にて専務執行役、明治安田商事株式会社にて代表取締役会長を務めるなど、財務、経理に関する知識、経験と企業経営に関する専門的知見を有しております。
5. 監査役 大塚伸子氏は、国税局及び税理士法人や王子ホールディングス株式会社にて長年にわたる税務、会計及び内部監査の分野を経験し、財務及び会計に関する高度の知見を有しております。
6. 取締役 渡邊敦子氏、取締役 灘原壮一氏、取締役 朱 純美氏、監査役 滝沢 聡氏及び監査役 住吉敏幸氏につきましては、東京証券取引所に対し、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
7. 当事業年度中開催の第160回定時株主総会（2025年6月27日）の翌日以降事業年度末日までに就任または退任した取締役及び監査役はありません。

(2) 執行役員の氏名及び担当 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
* 社長執行役員	木坂 隆一	企画管理本部長、内部監査部担当
* 副社長執行役員	眞田 茂春	コーポレート・ガバナンス本部長 サステナビリティ推進担当役員
* 常務執行役員	高上 裕二	紙素材事業部長 三菱王子紙販売株式会社 代表取締役社長
* 常務執行役員	中川 邦弘	機能商品事業部長 研究開発本部、ドイツ事業 管掌 富士工場長
* 常務執行役員	中内 一裕	技術本部長 研究開発本部 副本部長 三菱製紙エンジニアリング株式会社 代表取締役社長
執行役員	及川 浩典	高砂工場長 兼 京都工場長、機能商品事業部 副事業部長
執行役員	相澤 和佳奈	研究開発本部長 兼 知的財産部長、技術本部 副本部長 コーポレート・ガバナンス本部人事部 ダイバーシティ推進室長
執行役員	中村 禎男	紙素材事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役副社長執行役員
ミッション・エグゼクティブ	茂原 宏	技術本部 副本部長 (安全環境品質保証部担当)
ミッション・エグゼクティブ	藤田 郁夫	北上工場 工場長代理 東邦特殊パルプ株式会社 代表取締役社長
ミッション・エグゼクティブ	水島 藤孝	京都工場 工場長代理 研究開発本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	塚田 英孝	富士工場 工場長代理、機能商品事業部 副事業部長 (生活資材担当) 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	徳永 幸雄	機能商品事業部 副事業部長 (情報資材、画像資材担当) 三菱王子紙販売株式会社 取締役常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	井能 裕之	八戸工場 工場長代理 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 取締役事務部長
ミッション・エグゼクティブ	小幡 浩司	企画管理本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	野口 洋隆	コーポレート・ガバナンス本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	石黒 秀明	八戸工場長 兼 北上工場長 紙素材事業部 副事業部長
ミッション・エグゼクティブ	扇谷 浩	技術本部 副本部長 兼 技術部長
ミッション・エグゼクティブ	本蔵 武志	八戸工場 工場長代理 エム・ピー・エム・オペレーション株式会社 代表取締役社長 兼 コンバーティング部長 エム・ピー・エム・王子ホームプロダクツ株式会社 代表取締役社長

* 印の執行役員は取締役を兼務しております。

2026年4月1日付で執行役員及びミッション・エグゼクティブの担当を次のとおり変更しております。

地位	氏名	担当
社長執行役員	木坂 隆一	企画管理本部 管掌、内部監査部担当
副社長執行役員	眞田 茂春	コーポレート・ガバナンス本部長 サステナビリティ推進担当役員
常務執行役員	高上 裕二	紙素材事業部長 三菱王子紙販売株式会社 代表取締役社長
常務執行役員	中川 邦弘	機能商品事業部長 研究開発本部、ドイツ事業 管掌
常務執行役員	中内 一裕	技術本部 管掌 三菱製紙エンジニアリング株式会社 取締役会長
執行役員	及川 浩典	高砂工場長 兼 機能商品事業部 副事業部長
執行役員	相澤 和佳奈	研究開発本部長、技術本部 副本部長 京都工場長 兼 機能商品事業部 副事業部長
執行役員	中村 禎男	紙素材事業部 副事業部長 三菱王子紙販売株式会社 取締役副社長執行役員
執行役員	塚田 英孝	富士工場長 機能商品事業部 副事業部長（生活資材担当） 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	水島 藤孝	機能商品事業部 副事業部長（情報資材、画像資材担当） 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員
ミッション・エグゼクティブ	小幡 浩司	企画管理本部長
ミッション・エグゼクティブ	扇谷 浩	技術本部長 兼 技術部長 研究開発本部 副本部長
ミッション・エグゼクティブ	本蔵 武志	八戸工場長 紙素材事業部 副事業部長 兼 八戸リニューアルプロジェクト推進部長 三菱製紙ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 エム・ビー・エム・王子ホームプロダクツ株式会社 代表取締役社長
ミッション・エグゼクティブ	藤浦 貴夫	コーポレート・ガバナンス本部 副本部長 （リスクマネジメント、人事担当） 兼 リスク統括部長
ミッション・エグゼクティブ	正野 緩一	三菱製紙エンジニアリング株式会社 代表取締役社長 紙素材事業部 八戸リニューアルプロジェクト推進部副部長
ミッション・エグゼクティブ	川久保 信子	機能商品事業部 副事業部長（産業資材担当） 兼 産業資材営業部長 三菱王子紙販売株式会社 常務執行役員 珠海清菱浄化枝有限公司 董事長

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は上記保険契約によっても填補されません。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役及び監査役並びに管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2021年6月25日開催の第156回定時株主総会において年額2億8千万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役2名）、2026年3月末日時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

また、金銭報酬とは別枠で、同株主総会において取締役及び執行役員（社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除く）に対する業績連動型株式報酬制度として、1事業年度を対象として150百万円を上限とする金員を信託に拠出し、当該信託を通じて交付等が行われる当社株式の数の上限は3事業年度を対象として合計180万ポイント（180万株相当）とすることが決議されています。当該定時株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役、非常勤取締役及び国内非居住者を除く）の員数は5名、2026年3月末日時点の対象となる取締役の員数は5名です。また、2025年6月27日開催の第160回定時株主総会において、業績達成度を評価する指標を「連結営業利益」から「連結売上高、連結営業利益」に変更することが決議されております。

当社監査役の金銭報酬の額は、1986年6月27日開催の第121回定時株主総会において月額7百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）、2026年3月末日時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役3名）です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

イ. 方針の内容

当社は2022年5月12日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のように定めています。

当社は、取締役及び執行役員の報酬は企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて意欲を高めることができる、適切かつ公正でバランスの取れたものとするを、コーポレートガバナンスに関する基本方針に定めており、取締役会の諮問機関である社外取締役を委員長とする指名報酬委員会へ諮問した上で、取締役会で決議することとしております。

取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）の報酬は、金銭による報酬と株式報酬から構成されるものとし、株式報酬については業績と連動しない固定部分と、業績と連動する業績連動部分から成る方式としております。株式報酬の固定部分は取締役の役位に応じた一定数の株式交付ポイントの付与を行うものです。株式報酬の業績連動部分は、取締役の役位に応じて対象期間における各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の額に連動した株式交付ポイントの付与を行うものです。なお、業績連動報酬に係る指標は、会社業績との連動性、透明性及び客観性が高く、さらに当社グループの新たな中期経営計画で掲げる売上高の拡大戦略に沿って、中長期的な業績の向上及び企業価値の向上への貢献意識をより一層高め、連結業績予想として公表している連結売上高及び連結営業利益額としております。また、株式報酬については、取締役の退任後に、交付される株式総数（株式交付1ポイントにつき当社株式1株）が確定します。

社外取締役の報酬につきましては独立性の観点から、また、非常勤取締役の報酬につきましては業務執行を行わないことから、それぞれ株式報酬は導入せず金銭による固定報酬のみとしております。

ロ. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の構成割合

取締役の報酬は、金銭による報酬と株式報酬から構成されるものとし、株式報酬については業績と連動しない固定部分と、業績と連動する業績連動部分から成る方式としております。

基準となる区分毎の構成割合は以下のとおりです。

区分	金銭報酬	株式報酬		計
		非金銭報酬 (固定)	非金銭報酬 (業績連動)	
取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）	78%	11%	11%	100%
社外取締役、非常勤取締役	100%	—	—	100%

- (注) 1. 取締役（社外取締役、非常勤取締役を除く）の金銭報酬は、取締役の役位及び前年度の各取締役の考課に応じて決定されます。
2. 金銭報酬は基本報酬と役員考課部分から成り、役員考課部分の合計は対象役員の基本報酬合計額の20%を上限とします。
3. 前年度の各取締役の考課や業績連動報酬の支給額によって、実際の構成割合は変動します。

ハ. 株式報酬の算定方法

(固定部分)

固定部分は、取締役の役位に応じて決定される固定額で「固定株式交付ポイント」により算定します。

固定株式交付ポイント：役位別株式報酬基準額×0.5÷本信託による当社株式の平均取得価格※¹

(業績連動部分)

取締役の役位及び業績連動係数に応じて決定される「業績連動株式交付ポイント」により算定します。

業績連動株式交付ポイント：役位別株式報酬基準額×0.25×業績連動係数（連結売上高）（※²）

÷本信託による当社株式の平均取得価格（※¹）

+役位別株式報酬基準額×0.25×業績連動係数（連結営業利益）（※²）

÷本信託による当社株式の平均取得価格（※¹）

※¹ 信託期間の延長が行われた場合には、本信託延長後の当社株式の平均取得価格とします。

※² 業績連動係数は、各事業年度の連結売上高及び連結営業利益の目標達成度に応じた係数とし、かかる目標連結売上及び目標連結営業利益の額の設定と共に取締役会にて決議するものとします。適用する業績連動係数の値は、次の通りとなります。なお、当期の目標連結売上高は1,800億円、実績額は1,574億円、目標連結利益の額は80億円、実績額は2.6億円となりました。

2027年3月期の目標連結売上高は1,750億円、目標連結営業利益の額は60億円です。

<算定式>

(連結売上高)

業績連動係数＝連結売上高の目標達成度（連結売上高の実績値は1億円未満を切り捨てた上で計算し、1%未満は切り捨てて算出）に応じた係数

当期の業績連動係数＝1,574億円÷1,800億円＝87%

(連結売上高の目標達成度に応じた係数テーブル)

目標達成度	業績連動係数
50%以下	0%
50%超150%未満	目標達成度
150%以上	150%

(連結営業利益)
業績連動係数＝連結営業利益の目標達成度（連結営業利益の実績値は1億円未満を切り捨てた上で計算し、1％未満は切り捨てて算出）に応じた係数
当期の業績連動係数＝2億円÷80億円＝2％
(連結営業利益の目標達成度に応じた係数テーブル)

目標達成度	業績連動係数
0%以下(赤字)	0%
0%超100%未満	目標達成度
100%	100%
100%超200%未満	100%+(目標達成度－100%)÷2
200%以上	150%

(注) ポイントは退任時に確定し、納税資金見合いを一定割合金銭換価し、支給します。

二. キャッシュプラン

国内非居住者に対しては、業績連動型株式報酬制度に代えて、キャッシュプラン制度を適用し、会社株式の株価に連動した金銭の支給を行います。本制度では取締役及び執行役員等の株式報酬に関する規程に従い、業績連動型株式報酬制度と同一のポイント計算を行い、算定したポイントをキャッシュプランポイントとして付与します。付与されたポイントは1年の職務期間毎あるいは本制度非対象者となった時点で、累積したポイント数に会社株式の株価を乗じた金銭が支給されます。

③ 報酬の決定方法

当社は取締役会の諮問機関として、代表取締役及び独立社外取締役から委員を選任、独立社外取締役を委員長とし、過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会は、取締役会からの諮問を受けて、上記②の方針を踏まえ、取締役及び執行役員等の報酬に関する方針及び個人別の報酬の内容について検討し、取締役会に答申を行います。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象人数 (名)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種別の総額及び支給対象人数							
			固定報酬		株式報酬				キャッシュプラン	
			金銭報酬		非金銭報酬（固定）		非金銭報酬（業績連動）		金銭報酬	
			対象人数（名）	総額（百万円）	対象人数（名）	総額（百万円）	対象人数（名）	総額（百万円）	対象人数（名）	総額（百万円）
取締役	9	183	9	156	5	18	5	9	0	－
監査役	5	53	5	53	－	－	－	－	－	－
合 計 (うち社外役員)	14 (8)	237 (59)	14 (8)	209 (59)	5 (－)	18 (－)	5 (－)	9 (－)	0 (－)	－

- (注) 1. 上表には、2025年6月27日開催の第160回定時株主総会終結の時を以て退任した社外取締役1名、社外監査役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。
2. 上記の株式報酬及びキャッシュプランの各総額は、当期に費用計上した金額の合計額であります。株式報酬及びキャッシュプランの業績連動部分は、事業年度終了後に実際の連結営業利益の目標達成度を踏まえて確定いたします。
3. 報酬の自主返納を反映した金額を表示しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会が決定した方針に沿うものであると判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定に際しては、独立社外取締役を委員長とし過半数を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会において、上記②の方針を踏まえ多角的に適正性を審議し、取締役会に答申を行い、その審議過程及び答申に基づき取締役会で決議していることから、当事業年度中の取締役の個人別の報酬等の内容は、当該方針に沿うものであると判断しています。

(5) 社外役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

イ. 重要な兼職の状況及び当社と兼職先との関係

取締役 渡邊敦子氏は、渡邊綜合法律事務所代表、ホッカンホールディングス株式会社の社外取締役であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役 灘原壮一氏は、国立大学法人 東海国立大学機構 名古屋大学の客員教授及び学校法人永守学園 京都先端科学大学の特任教授であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

取締役 朱 純美氏は、株式会社コアバリューマネジメントの代表取締役社長、株式会社めぶきフィナンシャルグループの社外取締役及び日本ビジネスシステムズ株式会社の社外取締役であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 滝沢 聡氏は、三菱UFJトラストビジネス株式会社の顧問であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

監査役 住吉敏幸氏は、明治安田商事株式会社の代表取締役会長であります。上記兼職先と当社の間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

		取締役会	監査役会
取締役	渡 邊 敦 子	14回中14回（100%）	—
取締役	灘 原 壮 一	14回中14回（100%）	—
取締役	朱 純 美	10回中10回（100%）	—
監査役（常勤監査役）	大 塚 伸 子	14回中14回（100%）	14回中14回（100%）
監査役	滝 沢 聡	14回中14回（100%）	14回中14回（100%）
監査役	住 吉 敏 幸	10回中10回（100%）	8回中8回（100%）

- ・取締役会及び監査役会における発言状況等

取締役 渡邊敦子氏は、企業法務に精通した弁護士の経験と見識に基づき、独立した客観的な立場から質問や提言を行うなど、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしております。また、指名報酬委員会の委員を務め、当事業年度の任期中に開催された委員会10回のうち全てに出席し、役員候補者の選定や役員報酬の決定等に関する客観性を高めるなど、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。

取締役 灘原壮一氏は、複数のメーカーで研究開発に携わり、経営の一翼を担いながら、国内外の大学や企業等と連携し技術獲得を促進してきた豊富な経験に基づき、独立した客観的な立場から質問や提言を行うなど、重要事項の決定及び業務執行の監督の役割を果たしており、また、指名報酬委員会の委員として当該事業年度の任期中に開催された委員会6回のうち全てに出席し、当社のコーポレートガバナンスの強化に貢献しております。

取締役 朱 純美氏は、グローバル金融機関での実績を重ね、現在、経営コンサルティング会社の代表取締役を務めており、経営管理・ガバナンス等に関する豊富な見識を有しており、当社の経営体制の強化に貢献しております。

監査役 大塚伸子氏は、国税局及び税理士法人や王子ホールディングス株式会社での税務・会計及び監査に係る専門的知見に基づき、客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行について適切かつ実効的に監査しております。

監査役 滝沢 聡氏は、信託銀行の経営に携わった経験と経理・財務全般に係る専門的知見に基づき、独立した客観的な立場から有益な発言を行うなど、当社の業務執行について適切かつ実効的に監査しております。

監査役 住吉敏幸氏は、明治安田生命保険相互会社の専務執行役を務め、財務、経理に関する知識、経験と、企業経営についての豊富な経験を有しており、当社の経営について適切かつ実効的に監査しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、いずれも金1千万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 (2026年 3月31日現在) EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	61百万円
ロ. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	79百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、上記のイ. の金額には、これらの合計額を記載しております。

2. 当社の重要な子会社のうち、三菱ペーパーホールディング（ヨーロッパ） GmbH、三菱ハイテクペーパーヨーロッパ GmbH、珠海清菱淨化科技有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査〔会社法及び金融商品取引法（これに相当する外国の法令等を含む。）の規定によるものに限る。〕を受けております。

3. 監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人と社内関係部署から前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等必要な資料を入手し、説明を受け、さらに他社の監査報酬水準等を確認したうえで、当事業年度の監査計画内容及び報酬額見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役全員の同意によりこれを解任します。

また上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認める場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等の決定に関しましては、株主への利益還元を経営の重要課題と位置づけ、各事業年度の業績と将来に向けた成長投資を総合的に勘案しながら、配当を安定的かつ継続的に実施することを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、配当を安定的に維持することと、直近の業績動向を総合的に勘案した結果、1株当たり15円の期末配当を実施することといたしました。

2027年3月期の配当につきましては、上記基本方針に基づき、中間配当金を1株当たり7円、期末配当金を1株当たり13円とし、年間配当金は1株当たり20円を予定しております。

なお、当社は会社法第459条に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第161期 2026年3月31日現在	科目	第161期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	81,961	流動負債	82,286
現金及び預金	4,895	支払手形及び買掛金	17,596
受取手形	6,157	電子記録債務	2,906
売掛金	26,127	短期借入金	42,009
商品及び製品	20,680	コマーシャル・ペーパー	3,000
仕掛品	7,965	リース債務	161
原材料及び貯蔵品	14,167	未払費用	7,392
その他	2,017	株主優待引当金	16
貸倒引当金	△49	災害損失引当金	12
固定資産	140,814	未払法人税等	4,538
有形固定資産	65,668	契約負債	506
建物及び構築物	15,860	その他	4,146
機械装置及び運搬具	26,549	固定負債	37,303
土地	20,829	長期借入金	19,558
リース資産	335	リース債務	192
建設仮勘定	1,095	繰延税金負債	9,818
その他	998	株式給付引当金	178
無形固定資産	882	役員退職慰労引当金	4
その他	882	退職給付に係る負債	5,332
投資その他の資産	74,263	資産除去債務	940
投資有価証券	24,397	その他	1,277
長期貸付金	1	負債合計	119,590
退職給付に係る資産	48,401	純資産の部	
繰延税金資産	724	株主資本	65,091
その他	794	資本金	36,561
貸倒引当金	△54	資本剰余金	6,524
資産合計	222,776	利益剰余金	22,464
		自己株式	△458
		その他の包括利益累計額	38,062
		その他有価証券評価差額金	8,228
		為替換算調整勘定	1,311
		退職給付に係る調整累計額	28,523
		非支配株主持分	31
		純資産合計	103,185
		負債及び純資産合計	222,776

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第161期	
	2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで	
売上高		157,455
売上原価		137,211
売上総利益		20,244
販売費及び一般管理費		19,980
営業利益		264
営業外収益		
受取利息	14	
受取配当金	576	
持分法による投資利益	663	
為替差益	913	
その他	382	2,551
営業外費用		
支払利息	731	
その他	364	1,095
経常利益		1,720
特別利益		
固定資産処分益	3	
投資有価証券売却益	4,125	4,128
特別損失		
固定資産処分損	285	
減損損失	266	
災害による損失	752	
事業再構築費用	1,719	3,023
税金等調整前当期純利益		2,825
法人税、住民税及び事業税		4,564
法人税等調整額		△3,646
当期純利益		1,907
非支配株主に帰属する当期純利益		7
親会社株主に帰属する当期純利益		1,900

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第161期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	68,198
現金及び預金	3,653
受取手形	274
売掛金	27,354
商品及び製品	15,265
仕掛品	4,975
原材料及び貯蔵品	10,868
前渡金	37
前払費用	220
短期貸付金	4,130
未収入金	1,014
その他	403
固定資産	85,635
有形固定資産	53,603
建物	10,327
構築物	2,575
機械及び装置	22,674
車両運搬具	35
工具、器具及び備品	342
土地	16,016
山林及び植林	442
リース資産	63
建設仮勘定	1,125
無形固定資産	855
商標権	0
ソフトウェア	838
その他	16
投資その他の資産	31,176
投資有価証券	4,785
関係会社株式	7,326
関係会社出資金	3,036
長期貸付金	1,210
長期前払費用	124
前払年金費用	9,141
繰延税金資産	5,229
その他	343
貸倒引当金	△21
資産合計	153,833

科目	第161期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	77,104
買掛金	11,797
電子記録債務	2,178
短期借入金	49,091
コマーシャル・ペーパー	3,000
リース債務	29
未払金	1,683
未払費用	5,365
未払法人税等	3,382
契約負債	371
前受収益	22
株主優待引当金	16
災害損失引当金	12
預り金	82
営業外電子記録債務	60
その他	7
固定負債	20,361
長期借入金	18,659
リース債務	41
株式給付引当金	178
資産除去債務	940
その他	541
負債合計	97,466
純資産の部	
株主資本	54,439
資本金	36,561
資本剰余金	8,094
資本準備金	8,094
利益剰余金	10,197
利益準備金	133
その他利益剰余金	10,063
繰越利益剰余金	10,063
自己株式	△414
評価・換算差額等	1,928
その他有価証券評価差額金	1,928
純資産合計	56,367
負債及び純資産合計	153,833

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第161期	
	2025年4月 1 日から 2026年3月31日まで	
売上高		101,604
売上原価		90,406
売上総利益		11,198
販売費及び一般管理費		10,954
営業利益		244
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,731	
雑収入	1,247	5,979
営業外費用		
支払利息	732	
雑損失	194	927
経常利益		5,296
特別利益		
固定資産処分益	0	
投資有価証券売却益	1,505	1,505
特別損失		
固定資産処分損	231	
関係会社出資金評価損	6,293	
減損損失	266	
災害による損失	752	7,544
税引前当期純損失		△742
法人税、住民税及び事業税		3,243
法人税等調整額		△3,670
当期純損失		△314

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 安 藤 隆 之
指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 井 上 拓

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三菱製紙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱製紙株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事実又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に關して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で定められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

三菱製紙株式会社
取締役会 御中

EY日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	安藤 隆之
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	井上 拓
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三菱製紙株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第161期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針及び各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。当該基本方針に基づく各取組みは当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

三菱製紙株式会社 監査役会

常勤監査役 楠田康之 ㊞

常勤監査役 大塚伸子 ㊞

監査役 滝沢 聡 ㊞

監査役 住吉敏幸 ㊞

(注) 常勤監査役 大塚伸子、監査役 滝沢 聡及び住吉敏幸は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

本招集ご通知は、当社生産のF S C®森林認証紙「森の町内会 軽塗エマット F S C 認証-M X」を使用しております。



本招集ご通知で使用している用紙は、森を元気にするために間伐した木材の有効活用に役立っています。

